

相模原市個人情報保護条例の改正(案)の概要について

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。)が改正され、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報に関する規定の整備等が行われました。

地方公共団体においても、行政機関個人情報保護法の改正を踏まえた条例の見直しに取り組むよう求められていることから、相模原市個人情報保護条例(平成16年相模原市条例第23号。以下「条例」という。)を改正するものです。

1 主な改正の内容

(1) 個人情報の定義の明確化

行政機関個人情報保護法において、個人情報の定義が改正され、指紋データ、旅券番号等の個人識別符号が個人情報に該当することが明確にされたことから、条例においても同様に、個人識別符号を個人情報の定義に加えるものとします(平成30年3月施行予定)。

個人識別符号

- ・ DNA、顔、虹彩、声紋、歩行の態様、手指の静脈、指紋・掌紋を電子計算機の用に供するために変換した符号【身体的特徴をデータ化したもの】
- ・ 旅券番号、基礎年金番号、運転免許証の番号、住民票コード、マイナンバー、各種保険証の番号等【対象者ごとに異なる符号を割り当てたもの】

今回の改正は、個人識別符号について単体で個人情報として取り扱うこととするものですが、これらの情報については従来も他の情報と照合することにより個人情報として取り扱うものとし、保護の対象としていたことから、保護すべき個人情報の範囲に変更はありません。

(2) 要配慮個人情報の取扱い

ア 行政機関個人情報保護法において、人種、信条、病歴、犯罪の経歴等による不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報として、新たに要配慮個人情報が定義されたことから、条例においても同様に、要配慮個人情報について定義するものとします(平成30年3月施行予定)。

イ 個人の権利利益の保護の観点から、本市においては条例で定める取扱いの制限の対象を広げ、原則として、全ての要配慮個人情報を取り扱ってはならないこととします(平成30年10月施行予定)。

取扱いの制限の例外

(ア) 法令又は条例の規定に基づいて取り扱うとき。

(イ) あらかじめ相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会の意見を聴いた上で事務事業の目的達成のために必要があると認めて取り扱うとき。

要配慮個人情報

- ・ 人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により被害を受けた事実
- ・ 病歴に準ずるもの(心身の機能の障害、健康診断の結果、診療・調剤情報等)
- ・ 犯罪の経歴に準ずるもの(刑事事件手続又は少年保護事件手続を受けた事実)

下線部は、現行条例で取扱制限の対象としている情報

2 今後のスケジュール

平成29年12月13日から

平成30年1月19日まで

平成30年2月

3月

10月

パブリックコメント(意見募集)の実施

市議会3月定例会議に条例案を提出

改正条例の一部施行予定(1(1)及び(2)アに係る規定)

改正条例の一部施行予定(1(2)イに係る規定)